



# マイナ保険証はなくても大丈夫!

政府はマイナ保険証を使わせるために、2024年12月1日に健康保険証の新規発行を終了しようとしています。でも持っている**健康保険証は、有効期限まで最長1年間そのまま使えます。**ただし転職転居などで失効すると、使えなくなります。

マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の登録をしていない人には、健康保険証の代わりに使える「資格確認書」が、当分の間は保険者から申請不要で送られてきます。

健康保険 資格確認書	本人(被保険者) 令和6年12月2日交付		
記号	00000000	番号00	(枝番)00
氏名	協会 太郎		
生年月日	平成元年 5月10日		
性別	男		
資格取得年月日	令和6年12月2日		
有効期限	令和11年11月30日		
保険者番号	999999999		
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部		
保険者所在地	○○市○○町9-9-99		

協会けんぽの資格確認書イメージ

## 「健康保険証をなくすな」の声をあげよう!

マイナ保険証の利用率は、13.87%(9月末)と低迷しています。

マイナ保険証は受診のたびに提示が必要で、顔認証や暗証番号入力の手間がかかります。マイナカードの取得や更新手続きも必要です。高齢者や施設入所者などは、利用困難です。正しい資格情報が表示されずに、窓口ではトラブルが続いています。健康保険証なら、こんな心配はありません。「健康保険証をなくすな」の声をあげましょう。

## 不便で危険なマイナ保険証はいらない

マイナンバーカードと暗証番号を他人に使われると、税金や社会保障の個人情報もマイナポータルで丸見えになります。「診療や健診や投薬内容が閲覧できて、より良い医療が受けられる」と政府は宣伝しますが、厚労省の調査でも多くの人が、個人情報の管理や閲覧が不安と答えています。政府はマイナ保険証を基礎に医療・健診・介護の個人情報を一括管理して、行政や企業に利活用させようとしています。

個人情報を危険にさらすマイナ保険証はいりません。

## マイナ保険証を利用登録したけど使いたくない方は マイナ保険証の利用登録解除を!

マイナ保険証の利用登録をしていると、原則として「資格確認書」を受け取れません。マイナポイントが欲しくて利用登録したけどマイナンバーカードを持ち歩きたくない方は、マイナ保険証の利用登録の解除をすれば、「資格確認書」を受け取り医療機関を受診できます。

厚労省は**10月28日から利用登録解除の受付を始めると**、10月9日保険者(健保組合や協会けんぽ、国保は市区町村など、後期高齢者は都道府県後期高齢者医療広域連合、公務員等は共済組合)に通知しました。

**利用登録の解除は、加入している保険者に申請します。**申請の開始時期や申請手続は保険者によって違うため、加入している保険者にお問い合わせください。

申請してから「資格確認書」を受け取るまで、若干時間がかかる場合があるので、早めに申請しましょう。

※加入している保険者から送られてくる「資格情報のお知らせ」は、「資格確認書」ではありません。「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診できません。ご注意を。

## 医療機関・薬局はマイナ保険証を強要できません

マイナンバーカードの所持は、番号法16条の2で任意となっています。マイナ保険証の登録や利用は義務ではありません。

医療機関・薬局には、患者にマイナ保険証を使わせる義務も、利用を声かけする義務もないことを、厚労省も認めています。

厚労省は、「医療機関等で健康保険証の利用を拒んでマイナ保険証の利用を強制することは適切ではない」と注意しています。

## 共通番号いらないネット

Webサイト : <http://bango-iranai.net/>

電話 : 080-5052-0270

Eメール : [kyotu@bango-iranai.net](mailto:kyotu@bango-iranai.net)

マイナ保険証チラシNo2

2024年10月25日発行



# これで安心！ 12月からどうなる保険証？ あなたはどうすれば？

2024年8月31日「どうなる保険証 どうする私たち」集会資料

あなたは？	2024年10月？日 マイナ保険証の利用登録解除開始	2024年12月1日 健康保険証新規交付終了	健康保険証の有効期限終了 健康保険証の失効（転職等）	2025年12月1日 健康保険証利用終了
マイナンバーカードを持っていない	健康保険証を使い続けましょう。マイナンバーカードの所持は任意です。	健康保険証の交付終了しても、最大1年間は利用できます。	健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます。	
マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証を登録していない	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証の利用は強制できません。厚労省も「保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認（＝マイナ保険証）を強制するようなことは、適切ではない」と注意しています。		健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます（「資格確認書」の有効期間は5年以内で保険者が決めます）。	
マイナポイントが欲しくてマイナ保険証を登録したが、使いたくない	健康保険証を使いましょう。受診の際にマイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは自由です。保険者（協会けんぽ、健保組合、自治体等）に登録解除を申請しましょう。登録解除すると、保険証の代わりになる「資格確認書」の交付を受けられます。（登録解除しても、マイナポイントを返せとは言われません）		マイナ保険証の登録解除をしてあれば、健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、申請不要で保険者から送られてきます。 ※マイナ保険証の登録解除をしないと、原則として「資格確認書」は交付されません。	
マイナンバーカードを持っているが、不安だから返したい	健康保険証を使いましょう。交付終了しても最大1年間は利用できます。住所地の市区町村に、マイナンバーカードを返納しましょう。返納前に、マイナポータルや公金受取口座などの登録をしてあれば解除しましょう。マイナンバーカードを返納したことを、保険者に連絡しましょう。		マイナンバーカードを返納すれば、健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます（保険者に連絡しないと交付が遅れることあり）。	
マイナ保険証を持っているが、障害・高齢等で利用が困難	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証を登録解除するか、保険者に「資格確認書」の発行を相談（申請）しましょう。	健康保険証の交付終了しても、最大1年間は利用できます。		保険者が必要ありと認めれば、マイナ保険証を持っていても、「資格確認書」の交付を受けられます。施設等で「資格確認書」を管理してもらえば、マイナンバーカードを預ける必要はありません。
不便でも、危なくてもマイナ保険証を使いたい	マイナ保険証は受診のたびに提示が必要が必要です。持参を忘れずに。マイナンバーカードを他人に悪用されると、行政等の管理する個人情報にダダ漏れします。持ち歩きや暗証番号の管理に気をつけて。マイナ保険証では保険資格が正しく表示されないトラブルが続いています。確認のために健康保険証も持参を。マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に使用する電子証明書は5年で更新手続きが必要が必要です。転職・転居等した場合は、マイナ保険証でも引き続き保険者に申請が必要です。忘れないように。			

**健康保険証を廃止しなければ、こんな面倒なことを考える必要ありません。健康保険証を存続させましょう！**

「資格確認書」は当分の間は対象者に申請不要で交付されることになっていますが、またシステムのエラーがあるかもしれません。念のため保険者に交付を確認しましょう。